

株 主 各 位

大阪府豊中市千成町3丁目5番3号  
**松尾電機株式會社**  
代表取締役社長 常 俊 清 治

## 第68回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)正午までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市本町3丁目1番16号  
ホテルアイボリー 3階 オーキッドホール
3. 目的事項  
報告事項 1 第68期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第68期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
第2号議案 株式併合の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役1名選任の件  
第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。

◎本通知の添付書類及び株主總會参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ncc-matsuo.co.jp/info.html>)に掲載させていただきます。

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のエレクトロニクス業界の状況につきましては、普及拡大が一段落するスマートフォンや製品単価の低下等による薄型テレビの市場の縮小が影響し、電子部品・デバイスの世界生産も減少しました。当社グループの主力であるタンタルコンデンサ業界も、自動車の電装化率の向上に伴う車載用電子機器の増加があるものの、セラミックコンデンサへの置き換え等の影響により、前年同期に比べて世界消費は減少傾向となっています。

このような環境のもとで、当社グループは、当連結会計年度ベースでは、車載用レーダー装置等のカーエレクトロニクス向け及び家庭用火災報知器向けの二酸化マンガンタンタルコンデンサ並びに車載用回路保護素子は増加したものの、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズ及びスマートフォン向けの導電性高分子タンタルコンデンサの減少を補うことができませんでした。また、地域別では、国内売上高は増加しましたが、海外売上高は、東アジア地区を中心に減少しました。

この結果、当社グループの業績は、売上高につきましては、前年同期比4.3%減少して44億8千4百万円となり、損益につきましては、売上高の減少及び販売価格の下落により、営業損失3億2千2百万円、経常損失3億6百万円となりました。なお、特別利益として、保有する有価証券の売却による投資有価証券売却益2億1千6百万円、特別損失として、コンデンサ製品の取引に関する当局への制裁金及び当局等の調査対応のための弁護士報酬等に伴う独占禁止法等関連損失6億9千1百万円、一部の回路保護素子製品の生産設備集約化に伴う事業拠点再構築費用2億1千5百万円並びに「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損損失1億1千1百万円等の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失12億9百万円を計上しました。

このため、遺憾ながら、平成29年3月期の期末配当は無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

なお、当連結会計年度の事業別の概況は、次のとおりであります。

#### ①タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、車載用レーダー装置等のカーエレクトロニクス向け及び家庭用火災報知器向けの需要は増加しましたが、スマートフォン向けの需要が減少しました。この結果、当連結会計年度のタンタルコンデンサ事業の売上高は37億5千1百万円と前年同期比3.5%減少し、総売上高に占める比率は83.6%と前年同期比0.6ポイント上昇しました。

## ②回路保護素子事業

回路保護素子事業につきましては、車載用回路保護素子は増加したものの、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズの売上高が減少しました。この結果、当連結会計年度の回路保護素子事業の売上高は5億8千万円と前年同期比7.9%減少し、総売上高に占める比率は13.0%と前年同期比0.5ポイント低下しました。

## ③その他

その他の売上高は、1億5千2百万円と前年同期比7.9%減少し、総売上高に占める比率は3.4%と前年同期比0.1ポイント低下しました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は8千9百万円で、主として設備の更新等に投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

エレクトロニクス業界の今後の見通しにつきましては、スマートフォンをはじめとするインターネットに繋がる機器の高機能化及び安全安心ニーズから自動運転支援技術等を搭載した自動車の需要拡大や電装化率の増加が見込まれます。しかしながら、一方で、電子部品業界の今後につきましては、顧客からの価格、信頼性、品質に対する要求がますます強くなり、競争激化により厳しい状況が継続すると予想されます。また、タンタルコンデンサ業界では、セラミックコンデンサへの置き換えが進展するという課題もあります。

当社グループとしましては、平成29年1月16日に東京証券取引所で開示しました「中期経営計画（2018年3月期から2020年3月期まで）の策定に関するお知らせ」に記載しましたとおり、売上高の増加を図る一方で、当該売上高で営業損益を黒字化することを喫緊の課題とします。

そのための施策として、下面電極構造の二酸化マンガンタンタルコンデンサ、導電性高分子タンタルコンデンサ、車載用回路保護素子及び高電流ヒューズを販売重点製品と定め、全社的な顧客対応力を強化します。また、当連結会計年度に実施しました、一部の回路保護素子製品の生産地集約化の効果等によるコストダウンに加え、不採算品種の生産中止及び本社機能の役割の整理・効率化の推進による販売費及び一般管理費の減少を見込みます。以上の事項を着実に推進することにより、営業損益の黒字化に向けて努力する所存です。

なお、当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して当局の調査等を受けていますが、その内容は、「1. 企業集団の現況に関する事項(15)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおりです。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期	第66期	第67期	第68期 (当連結会計年度)
	(平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	(平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)	(平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)	(平成28年4月1日～ 平成29年3月31日)
売 上 高	千円 6,299,390	千円 5,648,444	千円 4,684,525	千円 4,484,123
経 常 利 益	千円 5,496	千円 △238,076	千円 △300,639	千円 △306,572
親会社株主に帰属 する当期純利益	千円 27,651	千円 △1,139,001	千円 △1,597,448	千円 △1,209,390
1株当たり当期純利益	円 1.07	円 △44.28	円 △62.12	円 △47.03
総 資 産	千円 9,221,077	千円 8,061,681	千円 7,207,337	千円 6,259,855
純 資 産	千円 6,701,548	千円 5,589,893	千円 3,870,053	千円 2,691,251

(注) 1. △は損失を示します。

- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
- 第66期に経常損失が発生した主たる要因は、販売価格の下落及び売上高の減少によるものであり、親会社株主に帰属する当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて、固定資産に係る減損損失の計上及びコンデンサ取引に関する当局等の調査対応のための弁護士費用等の計上によるものです。
- 第67期に経常損失が発生した主たる要因は、売上高の大幅な減少によるものであり、親会社株主に帰属する当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて、独占禁止法等関連損失及びたな卸資産廃棄損の計上によるものです。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
島根松尾電子株式会社	千円 100,000	100%	フィルムコンデンサ・ 回路保護素子の 製造

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは小型高信頼度コンデンサ及び回路保護素子の製造販売を主な事業としております。品質第一をモットーとする当社グループでは、国際的にトップレベルの品質を追求し、また、小型化、高機能化、低価格化、環境課題への対応等の顧客ニーズに対応し、カーエレクトロニクス分野・小型携帯電子機器・制御機器・宇宙衛星等にご採用いただいております。

## (8) 主要な事業所

### ① 当社

本 社		大阪府豊中市
営 業 所	東日本営業部	東京都千代田区
	中部日本営業部	愛知県安城市
	西日本営業部	大阪府豊中市
工 場	福知山工場	京都府福知山市
	本社工場	大阪府豊中市

### ② 子会社

島根松尾電子株式会社	島根県出雲市
------------	--------

## (9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
314 名	-54 名

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	750,000 千円
株式会社三井住友銀行	400,000 千円
株式会社百十四銀行	200,000 千円

## (11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- (13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。
- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、タンタル電解コンデンサ及びアルミ電解コンデンサの取引に関して、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査を受けています。

当社は、米国司法省との間では、平成29年2月7日（米国時間）に、コンデンサ事業について当社が米国独占禁止法に違反したとして、制裁金417万米ドル（約4億7千4百万円）を支払うこと等を内容とする司法取引に合意しました。これは、平成26年11月以降、同省の電解コンデンサ事業に関する調査に協力し、その過程で、平成13年11月から平成26年1月の間に行われた電解コンデンサの取引の一部に関し、米国独占禁止法に違反すると判断される行為があった事実が確認されたことから、当該司法取引契約の締結を決定したものです。

本件に関連しまして、米国及びカナダにおいて、当社グループを含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されており、現在、その手続きが進行しております。

なお、当社は、既に調査が終了した日本及び台湾の当局に対して抗告訴訟を提起し、現在その手続きが進行しています。当該訴訟において、当社は、当社の考え方を主張し、公正な判断を求めてまいります。

上記以外の調査結果等については、当連結会計年度末現在において具体的な動きはありません。

当社グループは、当連結会計年度において主に独占禁止法等関連損失の計上により親会社株主に帰属する当期純損失12億9百万円を計上しています。また、当連結会計年度を含め3期連続で経常損失を計上し、次期以降においても上記のとおり独占禁止法等に関連する支払の発生が見込まれます。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しておりますが、当連結会計年度末日における現金及び預金の残高は17億4千2百万円であり、当面の十分な手元資金を確保しています。また、当該重要事象等を改善するため、「1. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題」に記載のとおり、中期経営計画（2018年3月期から2020年3月期まで）を策定した上で、売上高の増加を図る一方、当該売上高で営業損益を黒字化することを喫緊の課題とし、各対応策を進めていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 78,383,013株 |
| ②発行済株式の総数 | 25,720,000株 |
| ③株主数      | 3,075名      |
| ④大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持株比率
松 尾 電 機 投 資 会	2,097 <sup>千株</sup>	8.16 <sup>%</sup>
松 尾 浩 和	1,376	5.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,160	4.51
村 山 信 也	979	3.81
松尾電機従業員持株会	834	3.24
日本生命保険相互会社	758	2.95
日本証券金融株式会社	738	2.87
第一生命保険株式会社	706	2.75
片 山 千 恵 子	500	1.95
明治安田生命保険相互会社	400	1.56

(注) 持株比率は、自己株式(7,550株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
常 俊 清 治	代表取締役社長	執行役員 (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 代表取締役社長
網 谷 嘉 寛	取 締 役	執行役員総務経理部門長 (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 取締役
古 賀 寛 之	取 締 役	執行役員営業部門長兼海外営業部長
石 井 啓 之	取 締 役	(重要な兼職の状況) 公認会計士
織 田 真 一	監査役(常勤)	(重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 監査役
塩 川 吉 孝	監 査 役	(重要な兼職の状況) 弁護士
山 本 茂 文	監 査 役	

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第67回定時株主総会において、当社は、企業経営に精通していることを理由として、常俊清治を取締役候補者とし、同氏は、取締役に再選され就任いたしました。
2. 平成28年6月29日開催の第67回定時株主総会において、当社は、管理的業務に精通していることを理由として、網谷嘉寛を取締役候補者とし、同氏は、取締役に再選され就任いたしました。
3. 平成28年6月29日開催の第67回定時株主総会において、当社は、海外市場を中心に営業業務に精通していることを理由として、古賀寛之を取締役候補者とし、同氏は、取締役に新たに選任され就任いたしました。
4. 平成28年6月29日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、白重道弘及び池田修三は取締役に退任いたしました。
5. 監査役 織田真一は、財務・会計に関する適切な知見を有しております。
6. 取締役 石井啓之は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 監査役 塩川吉孝及び監査役 山本茂文は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

<ご参考>当社は、執行役員制度を導入しており、平成29年1月開催の取締役会において、当該担当業務に精通していることを理由として、以下のとおり取締役に兼務しない執行役員を選任し、各氏は、平成29年3月に就任いたしました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
岸 下 学	執行役員福知山生産部門長
山 地 正 人	執行役員経営・調達管理部門長兼内部監査室長
宮 田 智 彦	執行役員本社・島根生産部門長
川 上 隆 史	執行役員開発部門長
上 田 國 晴	執行役員品質保証部門長兼品質管理部長



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できることとしています。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額と定めています。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 39,115千円（うち社外取締役 1名 6,545千円）

監査役 3名 18,090千円（うち社外監査役 2名 8,330千円）

(注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

2. 上記の取締役の員数及び報酬等の額には、平成28年6月29日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含んでおります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 石井啓之

当事業年度中に開催された取締役会16回すべてに出席し、必要に応じ、公認会計士としての経験・専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 塩川吉孝

当事業年度中に開催された取締役会16回、監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての経験・専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 山本茂文

当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回に出席、また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、金融機関業務経験者としての立場から発言を行っております

### ③ 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 23,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,200千円

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針及び当該体制の運用状況は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①代表取締役社長は、取締役及び執行役員（以下、総称して本項において「役員」という）の中からコンプライアンス管理担当役員を指名する。
  - ②コンプライアンス管理担当役員は、当社グループのコンプライアンス管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてコンプライアンス管理体制を整備する。
  - ③コンプライアンス最優先の一環として、社会的秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、統轄部署を設置し、警察署及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断する。
  - ④代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し当社グループの内部監査体制を構築する。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて取締役の職務執行の効率性を確保する。

  - ①役員により構成される経営会議を開催し会社に影響を及ぼす重要事項の審議及び部門ごとの目標と実績の進捗管理を実施する。
  - ②経営環境の変化により迅速に対応するために執行役員制度の機能の充実を図る。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役の職務の執行に係る重要書類については10年以上保管するものとし必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①代表取締役社長は、役員の中からリスク管理担当役員を指名する。
  - ②リスク管理担当役員は、当社グループのリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてリスク管理体制を整備する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を求めた場合は職務を補助するスタッフを配置し、そのスタッフは監査役の指示、命令により業務を遂行する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と必要に応じて会合を行う。
  - ②監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人から報告及び意見を求めることができる。
  - ③役員は、法令及び定款に違反する行為を発見した場合、会社に著しい損害あるいは不利益が生じた場合等は監査役に報告する。

- ④監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
  - ⑤監査役が、監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。
- (7) **当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ①子会社の業務執行の最高責任者は、経営会議に出席し子会社の事業の状況、リスク管理及びその他取締役の職務に係る事項の報告を行う。
  - ②コンプライアンス管理担当役員は、当社グループのコンプライアンス管理体制を構築する。
  - ③リスク管理担当役員は、当社グループのリスク管理体制を構築する。
  - ④当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施する役割を担う。
- (8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ①代表取締役社長は、役員の中から内部統制システム運用責任者を指名する。
  - ②内部統制システム運用責任者は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すべく明確な職務分掌、内部監査体制を構築する。
  - ③内部統制システム運用責任者は、資産の取得、使用及び処分を正当な手続き及び承認の下で行うために明確な規程、職務分掌、内部監査体制を構築する。
- (9) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- ①代表取締役社長が、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員を指名し通達で職制を通じて周知している。
  - ②役員により構成される経営会議を定期的で開催し、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員がそれぞれの事項を文書で報告している。
  - ③取締役会を定期的で開催し、監査役も出席した上で取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していること並びに取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認している。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	6,259,855	負 債 の 部	3,568,603
流 動 資 産	4,335,752	流 動 負 債	2,487,671
現金及び預金	1,742,495	支払手形及び買掛金	559,253
受取手形及び売掛金	1,330,629	短期借入金	1,350,000
製 品	533,268	未 払 金	240,140
仕 掛 品	372,336	リ ー ス 債 務	28,072
原材料及び貯蔵品	338,265	未 払 法 人 税 等	28,593
そ の 他	20,089	設備関係支払手形	52,676
貸倒引当金	△ 1,332	そ の 他	228,934
固 定 資 産	1,924,102	固 定 負 債	1,080,932
有形固定資産	1,558,495	長期未払金	398,851
建物及び構築物	376,581	リ ー ス 債 務	48,251
機械装置及び運搬具	259,641	繰延税金負債	99,829
土 地	805,926	環境対策引当金	9,322
リ ー ス 資 産	48,627	退職給付に係る負債	517,202
建設仮勘定	9,395	資 産 除 去 債 務	7,476
そ の 他	58,323		
無形固定資産	28,655	純資産の部	2,691,251
投資その他の資産	336,952	株 主 資 本	2,521,732
投資有価証券	316,878	資 本 金	2,219,588
そ の 他	20,073	資 本 剰 余 金	3,341,270
		利 益 剰 余 金	△3,038,195
		自 己 株 式	△ 931
		その他の包括利益累計額	169,519
		その他有価証券評価差額金	107,730
		繰延ヘッジ損益	△ 55
		退職給付に係る調整累計額	61,843
資 産 合 計	6,259,855	負債純資産合計	6,259,855

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,484,123
売 上 原 価		3,689,584
売 上 総 利 益		794,539
販売費及び一般管理費		1,116,787
<b>営 業 損 失</b>		<b>322,248</b>
営業外収益		
受 取 利 息	233	
受 取 配 当 金	18,375	
為 替 差 益	1,904	
受 取 損 害 賠 償 金	4,000	
そ の 他	7,544	32,058
営業外費用		
支 払 利 息	14,051	
そ の 他	2,331	16,382
<b>経 常 損 失</b>		<b>306,572</b>
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	216,640	216,640
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22,705	
固 定 資 産 売 却 損	27,617	
投資有価証券売却損	10,485	
たな卸資産廃棄損	23,078	
独占禁止法等関連損失	691,369	
事業拠点再構築費用	215,310	
減 損 損 失	111,021	1,101,589
<b>税金等調整前当期純損失</b>		<b>1,191,520</b>
法人税、住民税及び事業税	17,870	
法 人 税 等 調 整 額	—	17,870
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>1,209,390</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		—
親会社株主に帰属する当期純損失		1,209,390

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,219,588	3,341,270	△ 1,828,804	△ 704	3,731,349
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 1,209,390		△ 1,209,390
自己株式の取得				△ 226	△ 226
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△ 1,209,390	△ 226	△ 1,209,617
当 期 末 残 高	2,219,588	3,341,270	△ 3,038,195	△ 931	2,521,732

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	191,742	△ 55	△ 52,982	138,703	3,870,053
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△ 1,209,390
自己株式の取得					△ 226
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 84,011	0	114,826	30,815	30,815
当期変動額合計	△ 84,011	0	114,826	30,815	△ 1,178,802
当 期 末 残 高	107,730	△ 55	61,843	169,519	2,691,251

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社は島根松尾電子㈱の1社です。
2. 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しています。
4. 会計方針に係る事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ①有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの  
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
    - ②たな卸資産  
製品・仕掛品 総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)  
原 材 料 総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)  
貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法  
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。  
主な耐用年数  
建物及び構築物 38年  
機械装置及び運搬具 9年
    - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
  - ③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ①貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。
  - ②環 境 対 策 引 当 金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。



5. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

先物が替予約を行っており、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務

③ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、為替予約を振当処理しているため、連結会計年度末における有効性の評価を省略しています。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生連結会計年度から費用処理しています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

6. 会計方針の変更に関する事項

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

7. 表示方法の変更に関する事項

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期未払金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「長期未払金」は42,403千円であります。

8. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しています。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

定期預金	705,000千円
建物	140,267千円
土地	575,014千円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	1,350,000千円
-------	-------------

### 2. 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額	1,705,000千円
借入実行残高	1,350,000千円
差引額	355,000千円

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

17,983,462千円  
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれています。

### 4. その他

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査を受けています。また、米国及びカナダにおいて、当社グループを含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

独占禁止法に関連するこれらの調査・訴訟等に伴い発生する費用は将来も発生すると予測されますが、既に計上した費用を除いて、それらの費用を現時点で合理的に見積もることは困難です。

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 独占禁止法等関連損失

課徴金等	474,633千円
弁護士報酬等	216,736千円
合計	691,369千円

### 2. 事業拠点再構築費用

一部の回路保護素子製品の生産拠点集約化に伴う費用です。

### 3. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	金額（千円）
大阪府豊中市	社宅	土地	8,158
平田工場 (島根県出雲市)	建物	建物（建物附属設備含む）	50,226
	製造設備	機械装置	47,412
出雲工場 (島根県出雲市)	建物	建物（構築物含む）	4,190
	工場	土地	1,034
合計			111,021

当社グループは、工場をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、資産のグルーピングをしています。

平田工場は、採算の低迷が続いており、将来キャッシュ・フローを検討の結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。出雲工場は売却が予定されていることから、回収可能価額まで減損損失として計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却可能価額によっており、備忘価額をもって評価しています。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	25,720,000	—	—	25,720,000

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,200	3,350	—	7,550

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりです。単元未満株式の買取請求による増加 3,350株

### 3. 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

短期借入金の用途は運転資金です。なお、デリバティブ取引は内規に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（※） （千円）	時価（※） （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,742,495	1,742,495	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,330,629	1,330,629	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	301,878	301,878	—
(4) 支払手形及び買掛金	(559,253)	(559,253)	—
(5) 短期借入金	(1,350,000)	(1,350,000)	—
(6) デリバティブ取引（ヘッジ 会計が適用されているもの）	(55)	(55)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (3) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
  - (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (6) デリバティブ取引  
為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております(上記(2)参照)。
- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額15,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

#### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 104円67銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 47円03銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

松尾電機株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本伸吾 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松尾電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松尾電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	6,209,749	負 債 の 部	3,580,753
流 動 資 産	4,199,742	流 動 負 債	2,491,601
現金及び預金	1,697,389	支 払 手 形	193,803
受 取 手 形	314,480	買 掛 金	360,202
売 掛 金	1,016,149	短 期 借 入 金	1,350,000
商 品 及 び 製 品	499,441	リ ー ス 債 務	28,072
仕 掛 品	309,394	未 払 金	235,339
原材料及び貯蔵品	291,380	未 払 費 用	199,398
前 払 費 用	2,946	未 払 法 人 税 等	28,154
関係会社短期貸付金	34,874	預 り 金	9,919
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	28,000	設 備 関 係 支 払 手 形	51,670
そ の 他	15,881	営 業 外 支 払 手 形	34,874
貸 倒 引 当 金	△ 10,195	そ の 他	164
固 定 資 産	2,010,006	固 定 負 債	1,089,152
有 形 固 定 資 産	1,503,009	リ ー ス 債 務	48,251
建 物	359,508	繰 延 税 金 負 債	99,829
構 築 物	10,724	退 職 給 付 引 当 金	532,920
機 械 及 び 装 置	254,267	環 境 対 策 引 当 金	9,300
車 両 運 搬 具	299	長 期 未 払 金	398,851
工 具、器 具 及 び 備 品	49,951		
土 地	772,253	純 資 産 の 部	2,628,996
リ ー ス 資 産	48,627	株 主 資 本	2,521,320
建 設 仮 勘 定	7,375	資 本 金	2,219,588
無 形 固 定 資 産	27,581	資 本 剰 余 金	3,341,270
借 地 権	21,411	資 本 準 備 金	3,341,270
ソ フ ト ウ ェ ア	156	利 益 剰 余 金	△3,038,607
そ の 他	6,013	利 益 準 備 金	554,897
投 資 其 他 の 資 産	479,415	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,593,504
投 資 有 価 証 券	316,878	別 途 積 立 金	300,000
出 資 金	200	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,893,504
関係会社長期貸付金	208,500	自 己 株 式	△ 931
そ の 他	19,575		
貸 倒 引 当 金	△ 65,738	評 価 ・ 換 算 差 額 等	107,675
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	107,730
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 55
資 産 合 計	6,209,749	負 債 純 資 産 合 計	6,209,749

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,484,123
売 上 原 価		3,705,763
売 上 総 利 益		778,360
販売費及び一般管理費		1,059,468
<b>営 業 損 失</b>		<b>281,108</b>
営業外収益		
受 取 利 息	2,713	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	18,375	
為 替 差 益	1,916	
受 取 損 害 賠 償 金	4,000	
そ の 他	5,346	32,351
営業外費用		
支 払 利 息	14,051	
そ の 他	3,873	17,924
<b>経 常 損 失</b>		<b>266,680</b>
<b>特 別 利 益</b>		
投資有価証券売却益	216,640	216,640
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	12,774	
投資有価証券売却損	10,485	
関係会社株式評価損	106,000	
固 定 資 産 売 却 損	26,368	
独占禁止法等関連損失	691,369	
減 損 損 失	8,158	
事業拠点再構築費用	215,310	1,070,466
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		<b>1,120,506</b>
法人税、住民税及び事業税	16,373	
法 人 税 等 調 整 額	—	16,373
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>1,136,879</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	2,219,588	3,341,270	3,341,270	554,897	300,000	△ 2,756,624	△ 1,901,727	
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失						△ 1,136,879	△ 1,136,879	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△ 1,136,879	△ 1,136,879	
当 期 末 残 高	2,219,588	3,341,270	3,341,270	554,897	300,000	△ 3,893,504	△ 3,038,607	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 704	3,658,426	191,742	△ 55	191,686	3,850,113
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失		△ 1,136,879				△ 1,136,879
自己株式の取得	△ 226	△ 226				△ 226
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 84,011	0	△ 84,011	△ 84,011
当 期 変 動 額 合 計	△ 226	△ 1,137,106	△ 84,011	0	△ 84,011	△ 1,221,117
当 期 末 残 高	△ 931	2,521,320	107,730	△ 55	107,675	2,628,996

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

原 材 料

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

主な耐用年数

建物 38年

機械及び装置 9年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

#### (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生事業年度から費用処理しています。

## (3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

先物が替予約を行っており、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用しています。

#### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務

#### ③ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。

#### ④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、為替予約を振当処理しているため、事業年度末における有効性の評価を省略しています。

### (2) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

## 6. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

## 7. 表示方法の変更

前事業年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期未払金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「長期未払金」は42,403千円であります。

## 8. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産

定期預金	700,000千円
建物	140,267千円
土地	575,014千円
  - (2) 担保に係る債務

短期借入金	1,350,000千円
-------	-------------
2. 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額	1,700,000千円
借入実行残高	1,350,000千円
差引額	350,000千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 16,608,222千円  
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれています。
4. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	62,874千円
関係会社に対する長期金銭債権	208,500千円
関係会社に対する短期金銭債務	36,586千円

なお、上記金額には貸借対照表上、区分掲記したものを含んでいます。
5. その他

当社は、コンデンサ製品の取引に関して、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査を受けています。また、米国及びカナダにおいて、当社を含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

独占禁止法に関連するこれらの調査・訴訟等に伴い発生する費用は将来も発生すると予測されますが、既に計上した費用を除いて、それらの費用を現時点で合理的に見積ることは困難です。

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高	345,241千円
営業取引以外の取引高	2,563千円
2. 独占禁止法等関連損失

課徴金等	474,633千円
弁護士報酬等	216,736千円
合計	691,369千円
3. 事業拠点再構築費用  
一部の回路保護素子製品の生産拠点集約化に伴う費用です。

#### 4. 減損損失

当社は、以下の資産のグループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	金額 (千円)
大阪府豊中市	社宅	土地	8,158
	合計		8,158

当社は、工場をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、資産のグルーピングをしています。

なお、事業用に直接供していない資産については、各資産をグルーピングの最小単位としています。

当社が保有する社宅については、時価の下落により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却可能価額によっており、売却見込額により評価しています。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	4,200	3,350	—	7,550

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。単元未満株式の買取請求による増加 3,350株

#### 税効果会計に関する注記

##### 1. 繰延税金資産

未払従業員賞与	22,555千円
退職給付引当金	163,073千円
関係会社株式評価損	122,400千円
減損損失	299,754千円
投資有価証券評価損	111,914千円
独占禁止法等関連損失	157,268千円
繰越欠損金	1,732,873千円
その他	130,186千円
繰延税金資産小計	2,740,027千円
評価性引当額	△2,740,027千円
繰延税金資産合計	—千円

##### 2. 繰延税金負債

退職給付信託設定益	△99,829千円
繰延税金負債合計	△99,829千円
繰延税金負債の純額	△99,829千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	島根松尾電子㈱	島根県出雲市	100,000千円	製品の製造	直接100%	役員 3名	当社仕入先	商品の仕入(※1) 原材料の仕入(※1) 資金の貸付(※2) 利息の受取(※3)	314,765 30,475 △29,424 2,481	買掛金 関係会社短期貸付金(※4) 1年内回収予定の関係会社長期貸付金(※4) 関係会社長期貸付金(※4)	36,586 34,874 28,000 208,500

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 一般的な市場価格等を参考に決定しています。

※2 貸付金の取引金額に関しては、当事業年度における純増減額を記載しています。

※3 島根松尾電子㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件については、返済期間を定め分割返済しています。  
なお、担保は受入れていません。

※4 島根松尾電子㈱への貸付金に対し、合計74,566千円の貸倒引当金を計上しています。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	102円25銭
2. 1株当たり当期純損失	44円21銭

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

松尾電機株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡本伸吾 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土居一彦 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松尾電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人の計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、経営計画・部門計画発表会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所・子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日  
松尾電機株式会社 監査役会  
常勤監査役 織田 真一 ㊟  
社外監査役 塩川 吉孝 ㊟  
社外監査役 山本 茂文 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

#### 1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、平成29年3月期末時点において3,893,504,443円の繰越利益剰余金の欠損を計上しています。つきましては、この欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金の額を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替え、また、会社法第452条の規定に基づき別途積立金及びその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものとしたしたいと存じます。

#### 2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

##### (1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 3,341,270,124円のうち3,038,607,262円

利益準備金 554,897,181円の全額

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,038,607,262円

繰越利益剰余金 554,897,181円

#### 3. 剰余金の処分の要領

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,038,607,262円の全額

別途積立金 300,000,000円の全額

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,338,607,262円

#### 4. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

平成29年6月30日

なお、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。



## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

そこで、当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うものであります。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

10,000,000株

#### (4) その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、当社取締役会にご一願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 現行定款第5条（公告方法）について周知性の向上及び手続き上の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）について、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、当該変更の効力は、平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力発生日経過後削除するものとします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>78,383,013株</u>とする。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>10,000,000株</u>とする。</p>
<p>第7条（条文省略）</p>	<p>第7条（現行どおり）</p>
<p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p>
<p>第9条～第41条（条文省略）</p>	<p>第9条～第41条（現行どおり）</p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>附則 第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役 石井啓之は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
いし い ひろ けき 石 井 啓 之 (昭和46年5月24日生)	平成7年10月 センチュリー監査法人（現 新日本 有限責任監査法人）入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成18年3月 石井啓之公認会計士事務所開設 現在に至る 平成27年6月 当社取締役	13,000株
	社外取締役候補者とした理由	
	過去に社外役員となること以外の方法で会社経営 に関与したことはありませんが、公認会計士、税 理士の資格を有して会社財務・税務に関する高い 経験、見識を有し、かつ8年間当社の補欠の監査 役として当社の業務内容を十分に認識・理解され たこと及び社外取締役就任後の実績を勘案して、 引き続き社外取締役候補者としております。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 石井啓之は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 石井啓之の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、石井啓之との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。石井啓之の選任が承認された場合、当社は、同責任限定契約を継続する予定です。

**第5号議案 補欠の監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役として1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠の監査役の選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
みたらい とおる 御手洗 徹 (昭和26年2月1日生)	昭和50年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成18年7月 オリックス株式会社入社 平成19年1月 ORIX Asia Ltd. 取締役社長 平成23年3月 ORIX Asia Ltd. 退社 平成23年6月 当社監査役 平成27年6月 当社監査役退任 平成28年3月 株式会社ダイキアクス取締役 現在に至る	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 御手洗徹は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 御手洗徹は、金融機関業務経験者として高い見識を有し、かつ4年間当社の社外監査役として、当社の取締役会及び監査役会等に出席しその職責を適切に遂行していただいたことから、補欠の監査役として適任と判断し選任をお願いするものであります。
4. 御手洗徹が監査役に就任された場合、当社は、御手洗徹との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

以上



メモ

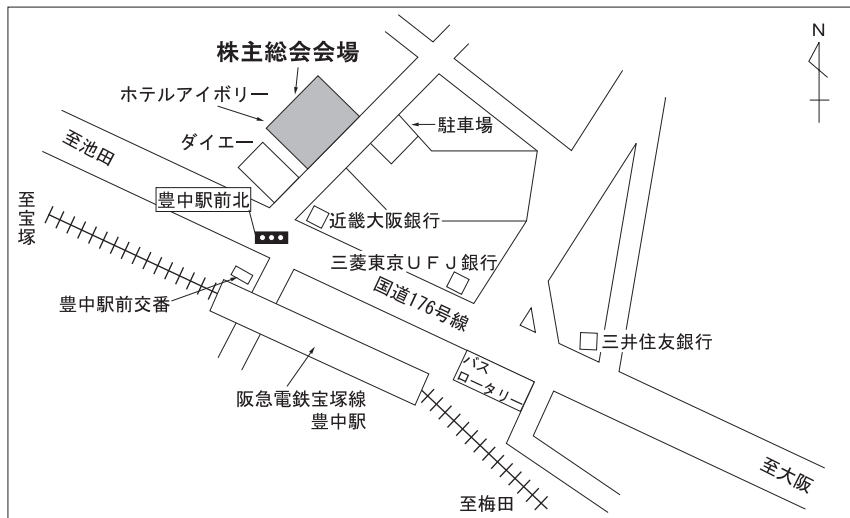
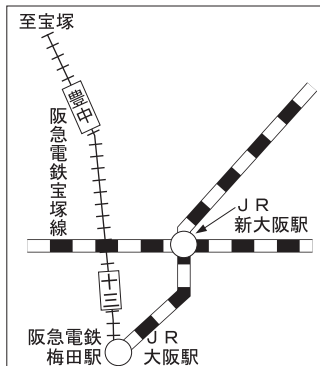
A series of horizontal dotted lines for writing notes, providing a template for text entry.

メモ

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

# 株主総会会場ご案内図

場所 大阪府豊中市本町3丁目1番16号  
ホテルアイボリー 3階  
オーキッドホール  
電話 (06)6849-1111 (代表)



[交通のご案内] 阪急電鉄宝塚線豊中駅北改札口より徒歩約5分